

料金一覧表（内税） ＜特別評価方法認定のための試験＞

1. 劣化の軽減及び温熱環境（温熱環境・エネルギー消費量）に関することを除く性能表示事項
 (1) 申請 1 件につき、表 1 の (い) 欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ) 欄及び (は) 欄に掲げる額の合計額とします。ただし、下記(2)及び「3. その他」に示す場合はこの限りではありません。

表 1

(い)		(ろ)	(は)
(i) 特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のための試験		319,000 円	44,000 円
(ii) 特別の構造方法に応じて評価する方法の認定のための試験	(ii)-1 構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための試験	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	407,000 円
		床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	638,000 円
		床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	946,000 円
		床面積の合計が 10,000 m ² を超えるもの	1,221,000 円
(ii)-2 (ii)-1 に掲げる試験以外の試験		396,000 円	55,000 円
(iii) 特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための試験		506,000 円	55,000 円
(iv) 特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のための試験		506,000 円	55,000 円

(2) 次に掲げる場合の料金は、前記(1)の規定にかかわらず、1)又は2)に定める額とします。

- 1) 当財団による技術的認定等（建築基準法第 68 条の 25 第 1 項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるものをいう。以下同じ。）に係る性能評価等又は一般財団法人日本建築センター 工法・部材・設備等評定業務規程（AR 工-01）に基づく評定を受けた事項に関する特別評価方法認定のための試験を受ける場合は、試験の区分に応じ、次の①又は②で算定する額を下限、(1)で算定する額を上限として、申請の内容に応じて個別に算定します。

① 建築材料又は構造方法に係るもの

申請 1 件につき、表 1 の (い) 欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ) 欄に掲げる額に 2 分の 1 を乗じた額に (は) 欄に掲げる額を加算した額

② 試験方法又は計算方法に係るもの

申請 1 件につき、表 1 の (い) 欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ) 欄に掲げる額に 3 分の 2 を乗じた額に (は) 欄に掲げる額を加算した額

- 2) 1 の申請において、表 1 の (い) 欄に掲げる (i)、(ii)-1、(ii)-2、(iii) 及び (iv) の区分のうち、2 以上の試験の区分について試験を受ける場合は、それぞれの試験の区分に係る表 1 の (ろ) 欄に掲げる額（前記 1)①に規定する場合にあっては (ろ) 欄に掲げる額に 2 分の 1 を乗じた額、前記 1)②に規定する場合にあっては (ろ) 欄に掲げる額に 3 分の 2 を乗じた額）の合計額にそれぞれの試験の区分に係る (は) 欄に掲げる額のうち最も大きい額を加算した額とします。

2. 劣化の軽減及び温熱環境（温熱環境・エネルギー消費量）に関する性能表示事項

(1) 申請 1 件につき、表 2 の (い) 欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ) 欄及び (は) 欄に掲げる額の合計額とします。ただし、下記(2)及び「3. その他」に示す場合はこの限りではありません。

表 2

(い)	(ろ)	(は)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のための試験	616,000 円	44,000 円
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定のための試験	770,000 円	55,000 円
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための試験	990,000 円	55,000 円
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のための試験	990,000 円	55,000 円

(2) 次に掲げる場合の料金は、前記(1)の規定にかかわらず、1)又は2)に定める額とします。

- 1) 当財団による技術的認定等に係る性能評価等又は評定を受けた事項に関する特別評価方法認定のための試験を受ける場合は、申請 1 件につき、表 2 の (い) 欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ) 欄に掲げる額に 2 分の 1 を乗じた額に (は) 欄に掲げる額を加算した額
- 2) 1 の申請において、2 以上の試験を受ける場合は、当該試験のうち表 2 の区分に係る (ろ) 欄に掲げる額が最大となる試験については、当該最大となる額 (前記 1) に規定する場合にあっては (ろ) 欄に掲げる額に 2 分の 1 を乗じた額)、その他の試験についてはそれぞれの試験の表 2 の区分に係る (ろ) 欄に掲げる額に 4 分の 1 を乗じた額をそれぞれの試験の料金とし、これらの合計額にそれぞれの試験の区分に係る (は) 欄に掲げる額のうち最も大きい額を加算した額

3. その他

(1) 次に掲げる場合は、前記 1、2 の規定にかかわらず、料金を個別に算定します。

- 1) 試験ガイドラインの定めがない特別評価方法によるもの、特殊な工法、材料又は技術が採用されているもの、申請事項が多岐にわたるものなど、申請に係る特別評価方法の内容等によって上記に定める方法により難しい場合や通常よりも審査の業務量が増加すると認められる場合
- 2) 試験に係る実物等の提供を受け、追加試験その他の方法により審査する場合
- 3) 当財団の責めに帰すことができない事由により業務期日が延期された場合
- 4) 表 1 の (ii) -1 に該当する試験において、同一敷地内の類似の建築物を複数同時に申請するなど、効率的に審査できる場合
- 5) 表 1 の (ii) -1 に該当する試験において、申請する建築物の等級の組合せ (耐震等級 (倒壊等、損傷)、耐風等級、耐積雪等級) を考慮した上で、明らかに構造的な内容が上位等級の内容に包含されるなど、効率的に審査できる場合

(2) 試験における審査 (委員会での受付及び報告を除いた部会等の会議による審査 (Web 形式による会議を含む。) 又は会議以外での審査) が 1) 又は 2) に定める回数 (初見の審査又は 1 の指摘事項回答書の審査につき 1 回) を超えた場合、超過 1 回につき、会議による審査は 275,000 円、会議以外での審査は 137,500 円を追加請求します。なお、3 (1) の規定により料金を個別に算定した場合には、表 3 の回数を個別に設定します。

- 1) 1 の申請においての試験を受ける場合は、表 3 (い) 欄の試験の区分に応じ (ろ) 欄の回数
- 2) 1 の申請において 2 以上の試験を受ける場合は、申請のあった試験の表 3 (い) 欄の区分に係る (ろ) 欄の回数のうち最も大きい回数と試験の数から 1 を減じた回数の合計の回数

表 3

(い)	(ろ)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のための試験	4 回
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定のための試験	5 回
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための試験	6 回
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のための試験	6 回

(3) 施行規則第 83 条第 2 項の規定に基づき、試験の結果の証明書の再交付を申請する場合の料金は、1 件につき 60,500 円とします。

以上